

○録音図書等の郵送貸出要綱

平成 14 年 2 月 27 日

(教) 告示第 5 号

最終改正：平成 25 年 3 月 29 日

(教) 告示第 4 号

録音テープの郵送貸出要綱（昭和 63 年教育委員会告示第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、視覚障害等により、我孫子市民図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）へ来館することが困難な者に対し、録音図書等の図書館資料を郵送して貸し出すサービス（以下「郵送貸出しサービス」という。）を実施するに当たり、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 54 年教育委員会規則第 14 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において「録音図書等」とは、デジタイズ録音図書、CD、カセットテープその他貸出しを目的として視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者の利用に供するための資料をいう。

（対象者）

第 3 条 郵送貸出しサービスを受けることができる者は、規則第 6 条に規定する我孫子市民図書館利用カードの交付を受けた者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害 1 級から 6 級までのもの

（2）その他館長が郵送による貸出しが必要であると認める者

（利用者の登録）

第 4 条 郵送貸出しサービスを受けようとする者は、図書館への来館、郵便、電話、ファクシミリ等により、登録の申込みを行うものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、郵送貸出しサービスの利用者に係る台帳に登録するものとする。

3 館長は、必要に応じ、前項の規定により登録した者（第 6 条において「登録者」という。）の身体障害者手帳の提示を求めることができる。

（貸出点数及び貸出期間）

第 5 条 録音図書等の図書館資料の貸出点数及び貸出期間は、規則第 8 条第 1 項の規定によるものとする。この場合において、郵送に要する日数は、貸出期間に算入しない。

（申込み手続）

第 6 条 登録者が郵送貸出しサービスを利用しようとするときは、郵便、電話、ファクシミリ等により図書館に申し込むものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、登録者に郵送する手続をとらなければならない。この場合において、図書館に申込みを受けた録音図書等がないときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項の規定により当該録音図書等を作成し、貸し出すことができる。

（費用負担）

第7条 郵送貸出しサービスに要する費用は、無料とする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、郵送貸出しサービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日（教）告示第4号）

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日（教）告示第4号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。